

教 育

本市教育の伝統である「一人一人の子どもを徹底的に大切にする」という理念の下、学校と家庭、地域が信頼を深め、お互いに足りないところを足し合い高め合いながら、子どもたちの豊かな学びと育ちのために共に汗をかく「共汗」の精神で教育改革を進めてきました。

京都市では、国が定める基準を上回る授業時間の確保、137 大学等との協定締結等による年間延べ約 2,000 名の学生ボランティア、全国トップレベルとなる 249 学校・園へ拡大された学校運営協議会、毎日の登下校時の子ども見守り活動や子どもたちの学習支援等に延べ 3 万人を超える市民ボランティアに参画いただく等、保護者、地域の方々をはじめ、幅広い市民の方々の参画と教職員の熱意で、先進的な実践が展開されてきました。

現在、新型コロナウイルス感染症の拡大により、本市教育はこれまでに経験したことのない課題に直面しております。こうした中、学校及び教育委員会事務局では、ウィズコロナ社会における新しい教育の推進のため、全力を挙げて取り組んでいるところです。今後も市民の皆様と共に、次代と自らの未来を創造する子どもたちの育成と、人生 100 年時代の生涯学習のまちづくりを推進し、「京都是ぐくみ憲章」の理念が、市民生活に息づく社会の実現に向け取組を進めてまいります。

校 園 数、学 級 数 及 び 幼 児・児 童・生 徒 数 事務支援

(令和 3. 5. 1 現在)

校種 事項	幼稚園	小学校	中学校	小中学校		高等学校		総合支援学校			計
				(前期課程)	(後期課程)	(全日制)	(定時制)	(小学部)	(中学部)	(高等部)	
学校 園数	15	158 (分校1)	66	8		10		8			265 (分校1)
学級数	43	2,351	982	110	63	132	13	106	69	134	4,003
幼児・ 児童・ 生徒数	738	57,301	26,620	2,291	1,208	4,924	244	291	188	625	94,430

注：() は内数

1 教育改革の推進

保護者や校長会との論議を踏まえ、国の制度よりも早く、平成 15 年度から本市独自予算による「小学校 1・2 年生における 35 人学級」（小 1：平成 15 年度～、小 2：平成 16 年度～）、「中学校 3 年生での 30 人学級」（平成 19 年度～）を導入・実現し、また全中学校区での校区の状況に応じた「小中一貫教育の取組」をはじめ、「学校評価システム」の全校実施や全国最多の学校運営協議会の設置など、全国に先駆けた様々な市民ぐるみの取組を推進してきました。

また、令和 2 年度から小学校、令和 3 年度から中学校で全面実施となった（高等学校は令和 4 年度から年次進行）新学習指導要領の中核の理念である「社会に開かれた教育課程」等は、本市のこれまでの教育実践が高く評価され、全国のモデルとして採用されたものです。

本市では、新学習指導要領の全面実施に先立ち、全小・中・小中学校で平成 30 年度からその内容を先行実施しており、今後これまでの取組をより一層深めながら取り組んでまいります。

さらに、GIGA スクール構想の下、令和 2 年度に全小・中・小中・総合支援学校に導入された一人一台端末などの ICT 機器を活用し、「個別最適な学び」、「協働的な学び」を推進していきます。

2 開かれた学校づくりと地域ぐるみの教育の推進

学校・家庭・地域のより一層の連携を図るため、「学校だより」の地域回覧や学校ホームページの全校整備、地域の方々の参画や地域の伝統行事や自然・社寺などを教材とした教育活動の展開など、開かれた学校づくりによる地域ぐるみの教育を推進しています。

(1) 学校評議員制度・学校運営協議会の実施と学校評価システム

学校・家庭・地域の三者が一体となった取組の充実に向け、「学校評議員制度」を平成 10 年度から試行し、平成 13 年度には政令市で初めて全校・園で実施しました。

また、平成 15 年度から「学校評価システム」を政令市で初めて全校実施し、教職員による自己評価、学校運営協議会や保護者による学校関係者評価、検証委員会を設けての第三者評価を柱に、開かれた学校づくりに取り

組んでいます。

さらに、保護者や地域の声を学校運営に反映するとともに、ボランティアの参画などで学校支援を進める「京都方式」の学校運営協議会を平成16年度の法制化とともに設置し、全国トップレベルとなる249校・園に設置するなど、地域ぐるみの教育を進めています。

(2) 市民ぐるみのボランティアの参画

それぞれの豊富な知識や経験、技能を活かし、学校教育を支援する「学校支援ボランティア」をはじめ、年間を通じて延べ約3万人の地域の方々にボランティアとして、子どもたちの学習や安心安全等の取組を支えていただいています。

また、現在137の大学・短期大学等と連携協定を締結し、「学生ボランティア」学校サポート事業など年間延べ約2,000人の学生が、授業やクラブ活動の指導補助など様々な分野で学校教育活動をサポートいただいています。

(3) 京都ならではの伝統文化教育・体験

地域の方や大学、博物館、神社仏閣、企業等の協力を得て、京都ならではの文化的・歴史的遺産や地域の伝統行事などを通じて、子どもたちが伝統文化に親しみ大切にする態度の育成に努めています。

また、文化庁の京都への全面移転を見据え、小・中・小中・高等学校で一貫して茶道（小・高）・華道（中）などを中心にしてすべての児童生徒が生活に根づく伝統文化を体験することで、豊かな人間性を育むとともに、次代の「担い手」、「支え手」の育成を進めるなど、伝統文化体験の取組の充実を図っています。

(4) 歴史都市・京都から学ぶジュニア京都検定

京都の優れた文化を守り、次代に継承する子どもたちを育むため、様々な分野の市民が参画する推進プロジェクトを設置し、知識とともに体験から学ぶ機会の充実を図っています。検定実施にあたり、小学校4年生全員に、ジュニア京都検定テキストブックを無償配布し、家庭学習や学校の授業で活用されています。検定は、小学校5年生対象の「基礎コース」、6年生対象の「発展コース」を実施し、毎年約2万人が受検しています。また、

「ジュニア京都文化観光大使」を公募による選考を経て任命し、京都の魅力を発信するための様々な活動を行っていただいています。

(5) 中高生による「京都・観光文化検定試験 3 級」チャレンジ

ジュニア京都検定を通じて高めた「歴史都市・京都」への興味関心を更に深化させ、その伝統と文化を次代に受け継ぎ、京都ならではのおもてなしを実践できる子どもたちを育むため、市内在住在学の中学生及び高校生を対象に、京都商工会議所及び事業者との連携・協力により、「京都・観光文化検定試験 3 級」の受験を支援しています。令和 2 年度は 471 名の中高生が受験しました。

3 新型コロナウイルス感染症対策を踏まえた教育活動への対応

(1) 学校・園における新型コロナウイルス感染症防止対策

各学校園では、手洗いや咳エチケット、換気といった基本的な感染症対策に加え、「3つの密」を避ける「新たな生活様式」のもとで、感染及びその拡大のリスクを可能な限り低減するため、次の事項を踏まえた、感染拡大防止の取組指針を作成し、保護者等とも共有して教育活動を実施しています。

(2) 感染症対策等を踏まえた教育活動と学習保障の取組

① 授業予備日の設定について

新型コロナウイルス感染症や季節性インフルエンザの拡大、台風・大雨等の非常変災等による臨時休校や学級閉鎖等に伴う授業日数減に備えるため、全市統一の授業予備日（小学校 5 日，中学校 3 日）に加え、学校独自の予備日（小学校 2 日程度，中学校 4 日程度）を設定しています。

② 各教科等の学習活動及び学校行事等について

各教科等の学習活動については、マスク着用、手洗い、換気等の基本的な感染症対策に加え、「児童生徒が長時間、密集又は近距離で対面形式となるグループワーク等」及び「近距離で一斉に大きな声で話す活動（話し合い活動）」については、身体的距離の確保や実施時間・回数の縮減、席配置の工夫等を講じたうえで実施しています。

なお、室内において、近距離で行う活動や管楽器演奏など、文部科学

省の示す「感染症対策を講じてもなお感染のリスクが高い学習活動」として留意して実施することとされている活動については、感染の状況等に応じて一時的に停止又はその必要性を十分に精査し、教育上、実施することが必要と認められる場合について感染症対策を講じたうえで、実施することとしています。

学校行事や校外活動については、可能な限りの感染症対策を講じたうえで、基本的な行事である入学式・卒業式、修学旅行、運動会（体育大会）、文化祭、学習発表会等は実施するとともに、その他の行事については、それぞれの活動の意義や必要性を見定めて、各校の実情に応じ、働き方改革の視点も交えつつ、年間を見通して実施の可否を検討しております。

今後も感染の状況等を踏まえ、適切な感染症対策を実施しながら教育活動を継続してまいります。

③ 学習保障について

市立幼稚園では、新型コロナウイルス感染症の影響により、臨時休業などの措置を講じた場合でも、幼児教育を継続させることができるよう、歌や製作、体を動かす遊びや親子でのふれ合い遊び等を収録した動画教材を制作しており、必要に応じてYouTubeにおいて限定配信することとしています。

市立小・中・小中学校では、新型コロナウイルス感染症の影響による臨時休業への対応や登校不安等様々な状況に柔軟に対応し、持続的に、子どもの教育を受ける権利を保障していくため、各校において、GIGAスクール構想で整備した端末の活用によるオンライン学習の実施について、必要に応じて速やかに実施できるよう、非常時の校内体制を整えるとともに、端末やWebカメラ等について、日常的に運用することにより、個別最適な学びや協働的な学びを推進し、臨時休業等、様々な状況に対して柔軟に対応できるよう、準備しています。

市立高校では、新型コロナウイルス感染症の影響で学校に登校できていない生徒に対して、生徒の学びを止めることがないよう、Googleclassroomなどのオンラインサービスを活用した教員からの連絡や健康観察、授業に

沿った学習課題の配信や質問対応，Zoom等のテレビ会議システムを使ったリアルタイムの授業配信を実施するなど，オンラインを最大限に活用した学習を実施するとともに，家庭でのオンライン学習環境が整っていない生徒に貸与するためのPC端末を各校に整備しております。

市立総合支援学校では，保護者との緊密な連携のもと，子どもの在宅時の状況も踏まえ課題を明らかにしたうえでの個別の包括支援プランの作成・修正を行うとともに，市立小・中学校と同様に，臨時休業等の様々な状況に対して柔軟に対応できるよう，準備しています。

④ 新型コロナウイルス感染症に関わる偏見や差別防止のための啓発

道徳や人権教育などの機会をとらえ，感染者や，ワクチン接種を受ける又は受けないことへの偏見や差別は許されないことなどを積極的に啓発する学習を充実させてまいります。

(3) 学習保障と感染症防止対策のための人的配置の拡充

令和2年度に事務的業務や校内消毒等の取組を補助する校務支援員の配置を全校園へ拡大し，令和3年度も継続するなど，教職員が子どもたちの学習活動に専念できる体制を整備しています。

① 基本的な感染症対策の徹底

ア 登校時，授業と授業の間や給食時間前，長時間休憩後等のこまめな手洗いや咳エチケットを徹底するよう指導。

イ 多くの児童生徒等が手を触れる場所（ドアノブ，手すり，スイッチ，共用する器具等）の毎日の消毒。

ウ 免疫力を高めるため，十分な睡眠，適度な運動やバランスの取れた食事を心がけるよう指導。

② 集団感染のリスクへの対応（「3密条件」の回避等）

ア 教室等のこまめな換気を実施。

イ 教室内の座席と座席の間隔をできる限り広く確保するなど席配置を工夫。

ウ 飛沫を飛ばさないよう，十分な身体的距離を確保できない場合や場面では，熱中症などの健康被害が発生する可能性が高いと判断される場合を除き，必ずマスクを着用するよう指導。また，教職員，来校者もマス

クの着用を徹底。

③ 児童生徒等の健康管理の徹底

ア 毎朝「健康管理票」を持参させ、健康観察を徹底。

イ マスク着用に伴い、熱中症のリスクが高まる可能性があるため、室温調整やこまめな水分補給等の実施。

また、各学校園において国の予算を活用し、新型コロナウイルス感染症対策や新しい生活様式の下での教育活動に必要な物品の調達などの対策を進めています。

4 確かな学力向上対策等の推進（学習指導）

(1) 小・中学校（小中学校を含む）

小・中学校においては、本市独自の教育課程指導計画である「京都市スタンダード」に基づく指導を徹底し、「目標に準拠した評価」や指導と評価の一体化のさらなる充実と授業改善に努め、学力向上に向けた取組を推進しています。

また、全校で「学力向上プラン」を作成し、様々な教育課題への対応を図るとともに、カリキュラム・マネジメントの推進による授業の質の向上、ALT（外国語指導助手）の全ての小・中・小中・高・総合支援学校への配置による英語教育環境の充実など、多様な学習機会を充実させ、子どもの学ぶ意欲を高め、確かな学力の定着に向けた取組を着実に推進しています。

さらに、基礎学力の定着と自学自習の習慣化を図る本市独自の「京都市小中一貫学習支援プログラム」（小学校における「プレジョイントプログラム」、「ジョイントプログラム」及び中学校における「学習確認プログラム」）を、小3から中3までに15回実施するとともに、小・中学校間で子どもたちの学力に関する情報・課題・目標等を共有し、義務教育9年間の見通しを持った中での指導方法や指導体制の工夫・改善により、全ての子どもが「わかる喜びと学ぶ楽しさ」を実感できる授業実践に努めています。

全ての子どもたちが可能性を最大限に伸ばせる教育環境づくりを目的として、基礎的な学力や家庭での学習習慣が十分に身に付いていない中学生を対象に大学生や退職教員等のボランティアによる放課後の学習支援を行う

「未来スタディ・サポート教室」を、全中学校で実施しています。

(2) 幼稚園

幼稚園においては、平成 30 年度から全面実施されている幼稚園教育要領に基づき、「幼児期の終わりまでに育ってほしい 10 の姿」をふまえつつ、遊びと生活の環境を整えて、幼児自らが遊びの中で学び取ることを重視し、生涯にわたる人格形成の基礎を培う幼児教育を実践するとともに、幼児の発達や学びの連続性を踏まえた保育所（園）、認定こども園、幼稚園、小学校及び中学校間の連携を進めています。

また、保護者の就労状況等にかかわらず全ての子ども・子育て家庭に質の高い幼児教育を提供できるよう預かり保育の充実を図っており、全市立幼稚園において、長期休業期間中を含む平日午後 6 時までの預かり保育を実施しています。

(3) 高等学校

ア 学校改革・学科改編

市立高校改革のパイロット校である堀川高校、西京高校に続き、平成 16 年 4 月に銅駝美術工芸高校で 8 学科を「美術工芸科」1 科に統合。平成 19 年 4 月には塔南高校が全国初の教員養成学科「教育みらい科」を設置、平成 22 年 4 月には京都堀川音楽高校が音楽芸術文化の拠点施設として元城巽中学校跡地へ移転・開校、平成 28 年 4 月には洛陽工・伏見工の両工業高校を再編・統合し、「京都工学院高校」を開校しました。

令和 3 年 4 月には伏見工業高校夜間定時制及び西京高校夜間定時制を再編・統合し、様々な困りを抱える生徒に寄り添う教育活動を実践する「京都奏和高校」を開校しました。

また、洛陽工業高校跡地に塔南高校を移転・再編し、「新しい普通科系高校」を令和 5 年 4 月に開校する予定です。令和 2 年 4 月から新普通科系高校開設準備室を設置し、教育課程や設置学科の検討、学校現場と連携した授業研究を進めています。

さらに、平成 29 年 3 月に「京都市立芸術大学移転整備基本計画」が策定され、京都市立芸術大学の崇仁地域への移転に併せて、銅駝美術工芸高校についても令和 5 年 4 月から同敷地内へ移転する予定としており、令和

3年度に新美工開設準備室を設置し、移転後の学校構想について協議しています。

イ 各校における特色ある教育活動

平成26年度からの選抜制度改革を受け、紫野高校では、専門学科「アカデミア科」を新設、日吉ヶ丘高校では単位制普通科を導入するなど、これまで以上に市立高校の特色化、魅力づくりを図るため、学科改編を行いました。とりわけ、日吉ヶ丘高校におきましては、京都の英語教育の拠点施設として公立高校で全国初の英語村を平成28年3月に開設しました。また、部活動をはじめ、大学進学補習や資格取得講座の推進、海外研修等、各校がそれぞれの特色を生かした教育活動を展開しています。

ウ 進路状況

市立高校全体で、4年制大学現役進学率は普通科系6校で75.1%、全日制8校で70.9%となり、全国平均の51.0%を大きく上回っています。また、銅駝美術工芸高校・京都堀川音楽高校では、卒業生の3割以上が国公立大学に現役合格するなど、昨年度の水準を維持しています。

5 未来型教育・プログラミング教育の推進

本市では「未来型教育」（個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実）の実現に向け、NECと京都大学と産学公で連携し、小・中学校のモデル校34校において1人1台のGIGA端末を活用し、タブレット上の操作履歴や協働学習の発話データをシステム上で可視化・分析することで、授業改善や学習支援に繋げるための学びを可視化する実践研究を進めています。また、内閣府の「戦略的イノベーション創造プログラム（SIP）第2期ビッグデータ・AIを活用したサイバー空間基盤技術」の採択を受けた京都大学と西京高校、西京附属中学校が連携し、英語と数学において、1人1台のタブレット端末で主にデジタル教材を使用しながら、学習履歴等の学びに関するデータを収集し、個に応じた学習支援を目指した研究を進めています。

さらに、プログラミング教育については、小学校においては「小学校プログラミング教育スタンダード」の作成、マイクロビット（人感センサー）及び実験ボードの整備、中学校においてはセンサー機能を搭載したロボット教

材の整備など、本市独自の取組を充実させており、1人1台のGIGA端末を活用しながら、情報活用能力の育成を図ってまいります。なお、平成30年12月にはLINE株式会社と包括連携協定を締結（令和2年12月にLINEみらい財団を加えた三者協定を再締結）し、教材開発や授業カリキュラムの構築に向け、共同した取組を進めているところです。

6 GIGAスクール構想の早期実現

(1) GIGAスクール構想の実現に向けた環境整備

本市では、国補助制度を最大限活用し、令和2年度中に全市立学校の高速大容量通信ネットワーク整備及び小・中・小中・総合支援学校の1人1台端末の整備を実施しました。また、本市独自の取組として、小・中・小中・総合支援学校の全普通教室に65インチの大型テレビを整備するとともに、高精細WEBカメラを小6，中3の全普通教室に1台，他学年については2教室に1台程度整備しました。さらに、高等学校では、生徒貸与用のタブレット端末の整備やオンライン学習サービスを導入するなど、オンライン学習環境整備を推進しているところです。

(2) ICTを活用した教育実践

令和2年度中に整備した端末やネットワーク環境の下、令和3年度を1人1台端末の「本格活用元年」と位置づけ、教員の指導力向上のための研修の充実や、各校における実践事例の積極的な情報共有など、効果的なICTの活用を通じた新たな学びを推進しております。また、発達段階や一人一人の学習状況に応じた個別学習のためのデジタルドリル、グループ活動をはじめとした意見交流や問題解決に取り組む協働学習のための授業支援ソフトウェアなどを導入し、様々な学習場面に応じて積極的な利用を図りながら、引き続き、ICTを活用した学びの充実に向け取り組んでまいります。

7 子どもの健全育成

(1) 規範意識の育成

子どもの問題行動の防止はもとより、学習規律の徹底による学力向上の観点からも、「ルールを守る」や「挨拶をする」など、子どもの「規範意識」

を育むための取組として、保護者・市民団体や京都府警等との連携のもと、「非行防止教室」を小・中・小中・高等学校の全校で実施するなど取組を進めています。

さらに、道徳の教科化（小：平成 30 年度，中：令和元年度）に伴い、「考え、議論する道徳」への質的転換を図るため、移行期間から改正後の学習指導要領を先行実施するとともに、主体的・対話的で深い学びとなるよう、効果的かつ多様な指導方法の一層の工夫等により、児童生徒の道徳性を養う取組の充実を図っています。

(2) 子どもの安心・安全の推進

本市では現在、約 2 万人の保護者や地域のボランティアによる「見守り隊」が、全小学校区で活動しており、毎日の登下校時の通学路や地域で子どもたちの安心安全を献身的に支えていただいています。また、警察官 OB 等を「スクールガード・リーダー」に委嘱し、活動への助言や巡回等を実施しています。

また、副読本「安全ノート」や「防災教育スタンダード」を活用した安全教育、関係機関と連携した学校の安全管理を推進しています。

通学路の安全対策については、平成 30 年 5 月に新潟市で発生した下校中の児童が殺害される事件を受け、政府関係閣僚会議においてまとめられた「登下校防犯プラン」を踏まえ、本市においても通学路の防犯の観点から、警察や PTA、地域等と連携して緊急合同点検を行うとともに対策を講じるなど、児童生徒の安全確保に努めています。

また、平成 24 年 4 月に亀岡市で発生した集団登校中の児童等が死傷する交通事故を契機として策定された「京都市通学路交通安全プログラム」に基づき、警察や土木事務所等の関係機関と連携し、継続的に取り組んできましたが、令和元年 5 月に大津市で発生した保育園児の死傷事故を受け、保育施設における児童の移動経路の安全確保も図るために、プログラムを「京都市通学路・児童の移動経路交通安全プログラム」と改めました。以降、子ども若者はぐくみ局とも連携して、通学路と未就学児が通う施設での移動経路の安全確保を一体的に進めています。

さらに、令和 3 年 6 月に千葉県八街市で児童 5 名が死傷する事故が発生し

たことを受け、過去にヒヤリハット事例があった箇所など、改めて通学路の点検と安全対策に努めてまいります。

(3) 長期宿泊・自然体験推進事業の実施

子どもたちに豊かな人間性や社会性を育むため、花背山の家を中心とした野外活動施設において野外炊事やテント泊などの集団生活を行う 3泊4日以上の「長期宿泊・自然体験推進事業」を、学校運営協議会や保護者、地域、学生ボランティア等の協力を得て、全小学校で実施しています。

令和3年度については、新型コロナウイルスの感染リスクの回避のため、令和2年度に引き続き、長期宿泊・自然体験推進事業を中止しておりますが、代替措置として、「花背山の家を中心とした1泊2日の宿泊学習」を実施します。

(4) 産学公が連携した生き方探究教育の推進（「京都まなびの街生き方探究館」）

産学公の連携の下、社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育むため、「京都まなびの街生き方探究館」を拠点に、小・中学生を対象として社会の仕組みや経済の働きを学ぶ体験学習や、小学生を対象に京都のモノづくり企業・創業者のあゆみ等の展示から学ぶ調べ学習と殿堂に関連するモノづくり体験を行う「京都モノづくりの殿堂・工房学習」を実施しています。

また、中学生が職場体験を通して、社会・地域との関わりの中で、自らを見つめ生き方について考えを深めながら、自ら学ぶ力などを育む「生き方探究・チャレンジ体験」推進事業を約3,500の事業所等の協力を得て実施しています。

なお、生き方探究館で行う体験学習については、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、令和2年度に引き続き、令和3年度も休止しておりますが、体験学習に替わる学習を校内で実施できるよう教材等を配布しています。また、令和2年度は中止としていた「生き方探究・チャレンジ体験」推進事業について、令和3年度は学校が実施を希望し、感染症対策を講じたうえで受入事業所が確保できる場合に限り実施することとしています。

(5) 運動部活動等、子どもたちのスポーツ活動の振興

小学校においては、全校で地域ボランティアの協力も得て、運動部活動を展開するなど、スポーツを楽しめる環境づくりを進めています。

また、生徒数の減少等に伴い活動を停止する中学校運動部が増えている状況等を踏まえ、複数の中学校による「合同部活動」や、在籍校に希望する運動部（種目）がなくても他校の運動部に参加できる「ブロック内選択部活動」を実施しています。さらに、部活動指導体制の充実及び教員の負担軽減のため、中学・高等学校の部活動への「外部コーチ派遣制度」を実施するとともに、大会等の引率を教員に代わって行うことができる「部活動指導員」を配置し、令和元年度には配置を倍増させています。

また、小・中・高等学校の部活動においては、子どもたちにとって過度な負担とならず、より充実した活動になるとともに、教員の時間外勤務の縮減にも資するよう、ガイドラインを作成し、具体的な休養日の設定基準を設けるなど、適切な運用に努めています。

さらに、令和5年度以降の休日の部活動の段階的な地域移行に向けて、令和3年度は中学校1校をモデル校に指定し、実践研究に取り組んでいます。

なお、部活動実施の際の感染対策としては、参加者の健康管理の徹底や活動場所等の密集回避、換気の徹底を継続するとともに、感染状況に応じ、活動場所、時間の制限や公式大会及びそれに伴う練習を除き、原則中止するなど感染拡大防止に取り組んでいます。

(6) 小学校「大文字駅伝」大会の実施

各地区予選を勝ち抜いた小学生チームが公道8区間約13キロメートルを力走する全国でも珍しい駅伝大会を実施しています。第12回大会（平成9年度）からは、国立・私立の代表チーム及び民族学校の代表チームも参加し、大会を通じた交流の輪が広がっています。

なお、令和2年度の第35回大会については、新型コロナウイルスの影響により、十分な練習期間が確保できず、子どもたちの体力・健康面への不安が大きい点や、PTAをはじめとする大会運営に携わる各協力団体運営スタッフの安全確保に課題があることから、従来形式での開催を中止しました。

(7) 学校給食の推進

ア 小・総合支援学校での食育等の推進

小学校では、自校調理方式による年間 197 回の給食(指定都市平均 188.4 回(令和 3 年 7 月現在))を実施し、栄養バランスに配慮した献立の充実を図るとともに、「地産地消(知産知消)」や和食の特徴を強調した「和(なごみ)献立」の月 1 回程度の提供など、給食を「生きた教材」とした食育を推進しています。

また、和菓子や個別包装による漬物の提供、より味わいを感じることができる PEN 樹脂食器への更新、さらには平成 29 年度から「スチームコンベクションオーブン」の全小学校への設置を計画的に進めており、和食献立の一層の充実と多様化に努めています。

平成 30 年度からは市民備蓄の重要性の啓発を目的に、災害用備蓄物資(アルファ化米)を、令和元年度からは地産地消の取組の一つとして京北米を全小・小中学校の給食に活用しています。

総合支援学校では、子どもたち一人ひとりの障害や発達状態にきめ細かく応じた多彩な献立の給食を実施しています。

イ 中学校給食の充実及び食育の推進に関する実態調査

中学校では、家庭からの手作り弁当の教育的効果を生かしつつ、栄養バランスに配慮した食事を提供するため選択制による給食を実施しており、令和 2 年 2 月からは給食利用の利便性の向上を図るため、給食予約システムを導入しています。

令和 2 年度には、令和元年度に学校・生徒・保護者を対象に実施した「中学校給食の充実と食育の推進を目的としたアンケート調査」(実態調査)の集計結果を活用し、今後の取組等をまとめた生徒・保護者向けのリーフレットの発行や小学校 6 年生を対象とした中学校給食試食体験学習の拡充、ご飯量選択制の試行実施校の拡大等に取り組みました。さらに、学識経験者の協力の下、実態調査のより詳細な分析を行いました。

令和 3 年度は、実態調査の詳細分析結果を踏まえ、管理職や食教育主任を対象とした教職員研修の実施、新たに作成した全生徒・保護者対象のリーフレットの発行など、更なる中学校給食の充実と食育の推進を図ります。

(8) 学校保健の推進

児童生徒等の健康診断をはじめとする健康管理や様々な健康教育を進めています。う歯予防では、歯みがき巡回指導を幼稚園・小学校・総合支援学校で、歯質強化に有効なフッ化物洗口を全小学校で行っています。

また、学校における薬物乱用防止教育の指導力向上と組織的な取組のさらなる充実に向けて、令和2年1月に作成、配布した本市独自の「薬物乱用防止教育スタンダード」を活用し、児童生徒の発達段階に応じた取組を各教科等で体系的に実施するとともに、「薬物乱用防止教室」を、全小・中・小中・高等学校において実施しています。

(9) 「第4次京都市子ども読書活動推進計画」の推進

平成31年3月に策定した第4次計画（計画期間：平成31年～令和5年）に基づき、国の「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」でも課題とされた高校生の読書推進の取組や子どもの読書活動の指南役となる「子どもの本コンシェルジュ」の養成、様々な広報媒体を活用した本に関する情報発信、妊娠期も含めた保護者への啓発など、子どもの生涯にわたる読書習慣の定着に向けて、取組の一層の充実を図っています。

8 いじめ・不登校

(1) 学校等における相談体制の充実

児童生徒へのアンケート調査を通じ、クラス全体や個々の子どもたちの状況を把握することができる学級経営支援ツール「クラスマネジメントシート」を本市独自に開発し、その活用を進めています。新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止にかかる休校措置明けの令和2年6月には、子どもたちの小さな変化を捉え、組織的かつ継続的に対応する取組の一環として「こころとからだのアンケート」を全児童生徒対象に実施しました。アンケートにより注意を要する児童生徒を把握し、学校での適切な支援につながるよう取り組むとともに、アンケートの結果を集約し、コロナ禍の下での教育施策の参考となるよう報告書としてまとめました(令和3年1月)。また、スクールカウンセラーを全小・中・小中・高・総合支援学校へ配置するとともに、スクールソーシャルワーカーの全中学校区への配置や別室

登校の児童生徒を支援する学生ボランティア「学びのパートナー」の活動など、多様な人材の活用を図っています。

学校以外の相談窓口としては、「こども相談センターパトナ」での教育相談（16「教育相談総合センター『こども相談センターパトナ』」参照）や24時間体制の電話相談「こども相談24時間ホットライン」（令和3年4月に短縮ダイヤル#7333を導入）、いじめに関するメール相談「いじめメール相談」を運営しています。また、京都市立中学校（小中学校後期課程含む）、高校及び総合支援学校（中学部・高等部）に在籍する生徒を対象としたLINE相談窓口「子どもSNS相談@京都2021」を京都府と協働して開設（第1期：令和3年8月16日～9月30日、第2期：令和4年1月4日～1月31日）するなど、多様な相談体制を構築しております。

(2) いじめ対策の推進

国における「いじめ防止対策推進法」の施行及び「いじめの防止等のための基本的な方針」の策定を受け、本市が平成26年度に策定した「京都市いじめの防止等に関する条例」及び「京都市いじめの防止等取組指針」に基づき、いじめの未然防止、早期発見及び迅速かつ適切な対応並びにいじめの再発防止に関する取組、子どもたちの規範意識を育む取組を推進してきたところです。

国の基本方針が平成29年3月に改定されたことを受け、本市の取組指針についても、「いじめの積極的な認知」「未然防止・早期発見と組織的な対応の徹底と検証」などの取組の一層の充実を目指し、より実効性のあるものに改定しました。

また、児童会・生徒会活動を通じ、児童生徒自らがいじめや規範意識等について考え行動する力を育むため、平成23年度から中学校の代表生徒が集まる「生徒会議・サミット」を、平成29年度から小学校の代表児童が集まる「京^{みやこ}キッズ会議」を開催しています。平成30年度からは「京都市こども未来会議」として小中合同で開催し、児童生徒間の交流の機会を設けるなど、小中連携で取組を進めています。

(3) 不登校児童生徒への支援

国における「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律」の施行及び「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する基本指針」の策定，さらに，令和元年10月25日付け文部科学省通知「不登校児童生徒への支援の在り方について（通知）」により，不登校児童生徒への支援は，「学校に登校する」という結果のみを目標にするのではなく，児童生徒が自らの進路を主体的に捉えて，社会的に自立することを目指す必要があることについて改めて整理されました。

本市では，これまでから，不登校はどの子どもにも起こる可能性があるとともに，不登校に至るまでの経過は一人ひとり異なることを前提に，子どもの不登校の背景に何があるのかについて目を向けながら，児童生徒本人の辛さや不安を受け止めつつ支援しています。

また，不登校生徒のための「洛風中学校」「洛友中学校」や，市内5箇所（うち1箇所は3コース制）に児童生徒が通う「ふれあいの杜」（学習教室）を設置するほか，学校，家庭，関係機関が一堂に会し情報共有を行う「京都市児童生徒登校支援連携会議」の開催（令和2年度は書面開催），ICTを活用した学習支援，フリースクール等民間団体との連携，さらには，「心の居場所づくりハンドブック」（旧 登校支援ハンドブック）の作成及び全教職員への配布など，不登校を経験した子どもたちに対する多様な教育機会の確保等に努めています。

9 総合育成支援教育

子ども一人一人の障害や発達の状態，特性及びそれらに基づく教育的ニーズに応じて，きめ細かな教育を推進しています。

(1) 総合支援学校における教育

総合支援学校では，障害種別の枠を越えた総合制・地域制を導入し，保護者との連携の下，子どもたち一人一人のニーズに応じた「個別の包括支援プラン」に基づく教育を推進しています。

白河、東山及び鳴滝総合支援学校の高等部職業学科では、企業就職を目指した専門的な学習を進めています。就職を希望する生徒や保護者の願いに応えるため、定員を設置時（16年度）の約2倍としています（令和3年度：92名程度）。学校での学習と企業での長期的な実習を組み合わせた「デュアルシステム」の推進や地域協働活動等の取組により、令和2年度は高等部職業学科卒業生のうち73名が就職しています。

(2) LD等発達障害のある子どもへの支援の充実

小・中学校等に在籍する、LD等発達障害のある子どもへの支援については、全学校園に「総合育成支援教育主任」及び「校内委員会」を設置し、校内体制の充実を図るとともに、LD等の支援を行う非常勤講師に加え、平成20年度から、子どもたちの学習活動等の支援を行う「総合育成支援員」を必要な全ての学校・園に配置しています。また、地域制の総合支援学校4校に設置するLD等の支援を行う「学校サポートチーム」（医師、学識者等で構成）と小・中学校等が連携し、組織的な支援を進めるとともに、全総合支援学校に設置する「育（はぐくみ）支援センター」では、地域の保護者等から年間約1,000件の教育相談・支援を行っています。

(3) 育成学級の必要な小・中学校への全校設置

育成学級については、地域の学校で学びたいという願いに応えるため、対象児童生徒が一人であっても設置しており、令和3年度は小学校157校に354学級、中学校66校に149学級に設置しています（令和3年5月1日、義務教育学校を含む）。

(4) 通級指導教室の設置

小・中学校における普通学級に在籍するLD等発達障害などの児童生徒を対象とした通級指導教室を108校（令和3年5月1日、義務教育学校を含む）に設置しています（令和3年度の設置率は政令指定都市トップ、小中学校合わせて政令市平均の約3倍）。

また、高等学校においても、平成30年度から伏見工業高校定時制に、令和元年度から西京高等学校定時制に、令和3年度から京都奏和高等学校に通級指導担当教員を配置し、指導を開始しています。その他の高等学校においては、総合支援学校の教員等による高校通級特別支援チームが、巡回

相談・指導を行うほか、専門家の参画のもと、ケース会議を行っています。

(5) 医療的ケア実施体制の整備推進

医療的ケアが必要な児童生徒の増加や、医療的ケアの高度化・重複化が進む総合支援学校の支援体制の強化のため看護師配置（平成 22 年度：15 名→令和 3 年度：24 名）を充実させるとともに、令和元年度からは医療に関する専門的な知見を有する指導看護師 2 名による巡回指導を実施し、体制の充実を図っています。また、医療的ケアが必要な児童・生徒の地域の小・中学校等で学びたいというニーズにも応えるため、当該児童生徒が入学する学校に対しても看護師の配置（平成 22 年度：3 名→令和 3 年度：16 名）を順次進めています。

さらに、総合支援学校等において医療的ケアを担うとともに、その安全な実施のための指導や支援等を通じて児童生徒の学びや育ちの充実に取り組む、医療的ケア（自立活動）担当教員を令和 3 年 4 月 1 日から新たに採用しています（令和 3 年度：2 名）。

10 人権教育

「人権教育のための国連 10 年」に関する国内行動計画や国の「人権教育・啓発に関する基本計画」の趣旨を踏まえ、学校における人権教育をより総合的に推進する指針として、平成 14 年度に「《学校における》人権教育をすすめるにあたって」を策定しました。平成 22 年 3 月に人権教育を取り巻く環境の変化に対応し、学校における人権教育の一層の改善・充実を目指し改訂を行い、さらに、障害者差別解消法や部落差別解消法等の新たな法律の制定や、子どもの貧困、LGBT 等新たな個別の人権教育課題を踏まえ、平成 31 年 1 月に一部改訂を行いました。

今後とも、教職員研修の充実を図るなど、「人権という普遍的文化」の担い手の育成を図る教育を進めていきます。

11 教職員の資質・指導力の向上

(1) 全教職員を対象とした人事評価制度の充実

本市では、平成 14 年度から全国に先駆け、各学校及び幼稚園において、

熱意溢れる教育活動を実践し、努力を重ねる教職員の功績を称えるため、「教育実践功績表彰」を行っております。また、教職員一人一人の能力や意欲、実績の適正な評価が、今後の教職員の資質・指導力向上と学校園の活性化には不可欠であるため、平成19年度以降、自己目標申告書を使用し、教職員の資質向上につなげる「教職員評価システム」を全教職員を対象に実施しています。

さらに、頑張っている教職員に処遇面で報いることで、意欲の向上や組織の活性化を図るため、給与に反映する人事評価を併せて実施し、管理職については平成21年度から、一般教職員については平成25年度から実際に給与に反映させています。

(2) 研究および研修の充実

教職員研修については、「京都市教員等の資質の向上に関する指標」をもとに、校務分掌（職務）や経験年数別、教科等の指導法や今日的教育課題に焦点を当てた研修等を実施しており、令和2年度は192講座を実施しました。また、研修のほか、指導主事による計画的な学校訪問や各学校・幼稚園でのOJT（職務遂行を通じての研修）等を通して、キャリアステージに応じた実践的な資質・指導力の向上を図っています。

教職員の自主的・自発的な研修・研究を積極的に支援するため、カリキュラム開発支援センターでは、約2万4千点の学習指導案を配架するとともに、約2万3千点の教育関係図書を収集・配架しています。

本市の教育課題等に基づく研究を研究協力校での実践授業等を通じて進め、その成果を全市及び他都市に向けて「教育研究発表会」で発信するとともに、「研究紀要」にまとめ学校・園及び教育機関に情報提供しています。また、研究論文や成果物等をウェブサイトで掲載（ダウンロード可）するとともに、その内容のポイントをまとめたリーフレット『京都発！シリーズ』を学校・園へ配布しています。

こうした取組に加え、新型コロナウイルス感染症対策や教職員の働き方改革推進等のため、既存の「総合教材ポータルサイト」の全面リニューアルを実施し、十分な動画配信量に対応した外部からもつながるサイトとして、令和3年6月、「教職員研修支援 SMART PORTAL」を本格稼働し、研修動画を

配信するとともに、全市的な臨時休業が必要となった際には、学校・園が作成した動画・教材コンテンツを各家庭向け（子ども・保護者）に配信できる環境も併せて整備しています。

(3) 大学等と連携した「京都教師塾」等での教員養成支援

大量退職時代を迎え、熱意と意欲に溢れる優れた教員の養成・確保が喫緊の課題となる中、将来教員を目指す大学生や社会人を対象とした「京都教師塾」を政令市で初めて平成18年9月に創設しています。塾生たちは学校教育への理解を深める講座のほか、授業力を培うための学習指導案づくりや模擬授業、また10日間の「市立学校実地研修」などを通じて、教員として求められる資質や実践的指導力に磨きをかけています。

12 学校事務支援体制の構築等

(1) 学校事務の効率化

京都市教育ネットワーク（ひかりのきょうと光京都ネット）を活用し、全市立学校における校内LAN整備などICT環境の整備及びICT教育の充実を図るとともに、学校における事務の効率化を推進しています。

また、中学校区をベースとしたブロック単位の事務職員が共通の目的や課題を設定し、それに向けてメンバー全員で取り組む「学校間連携」を推進することにより、学校教育活動を活性化させ、自校の教育力・経営力の向上を図っています。

(2) 校務支援システムの導入

さらに、教職員の事務的負担を軽減するとともに、児童・生徒に関する情報を共有し、きめ細かな指導に活かすなど、教育の質の一層の向上を図るため、平成26年4月から、児童・生徒の学籍・成績情報等を管理し、効率的に通知票や指導要録等を作成できる「校務支援システム」の活用を全小・中・小中・高等学校で開始しています。

(3) 学校給食費の公会計化

令和元年7月に国から通知された「学校給食費徴収・管理に関するガイドライン」や学校現場の意見を踏まえつつ、先行実施都市の事例も参考に、

公会計化により見込まれる効果や必要経費等の課題，導入の手順やシステム開発等について研究し，教職員の事務負担軽減に向けた学校給食費の公会計化のあり方について検討しています。

13 教員の働き方改革の取組

教員の多忙化が社会問題化する中，平成 29 年度，教員の時間外勤務縮減に向けた取組全般について検討を行う「時間外勤務縮減部会」を設置し，校長会をはじめ，多くの関係者の参画のもと，様々な働き方改革に係る協議を行い，教育委員会と校園長会，PTA が連名で「学校・幼稚園の働き方改革推進宣言」を行い，保護者・地域へ周知しました。

また，教員の負担軽減と教育の充実の両立を図っていくため，配布物の印刷や教材準備，消毒の補助等，教員の業務を代行する校務支援員，教頭や教務主任の負担軽減と学校マネジメント力の向上を図る教務主任補佐等を配置し，令和 2 年度には，校務支援員の配置を全校園に拡大し，令和 3 年度も継続しております。また，専科教育充実のためのスクールサポーター（非常勤講師）の指導対象を小学校 6 年生のみから小学校 5 年生にも拡大しております。

令和元年度からは，働き方改革推進校・園の指定，夏季休業期間における学校閉鎖日を拡大するとともに，新たに導入した「教職員出退勤管理システム」により，教職員の客観的な出退勤管理の徹底に努めています。

また令和 2 年 3 月には，在校等時間の上限を設定するとともに，在校等時間の縮減に向けた具体的な取組等について記載した「京都市『学校・幼稚園における働き方改革』方針」を策定しました。

さらに，令和 3 年 8 月から，採点補助ソフトを導入し，教員の採点業務の負担軽減を図ります。

今後，これらの取組の効果検証や今後のあり方について，「時間外勤務縮減部会」等において検討するとともに，更なる取組の充実を図ります。

14 家庭の教育力の向上

「京都はぐくみ憲章」をいつでも、どこでも、だれもが「自分ごと」として実践することで、市民ぐるみ・地域ぐるみで子育てを支え合い、すべての子どもたちが健やかで心豊かに育つ「子育て・教育環境日本一」を目指した取組を展開しています。

(1) 「家庭を学びの環境に」、 「自学自習のすすめ」の活用

家庭における基本的な生活習慣の確立や自学自習の習慣化を推進するため、家庭教育・家庭学習の指針となる手引きを配布し、活用いただいています。

(2) 子どもの携帯情報通信機器利用に関わる啓発

スマートフォンやゲーム機等の利用による危険性・依存性から子どもたちを守るため、市民ボランティアである「情報モラル市民インストラクター」が、小・中学校やPTA等が開催する講座及び研修会等で、保護者向け・市民向けの啓発活動を実施しています。

また、平成27年度に、携帯情報通信機器の使い方に関して、小・中学生が主体的に課題を理解して自ら解決策を考え、保護者の課題意識の向上及び家庭等での行動の支援にもつながるプログラム（授業モデル）を作成し、平成28年度から小・中学校で実施するとともに、令和2年度から「スマートフォン利用の低年齢化」や「SNSにおけるコミュニケーション上のトラブル」に関する新たな学習プログラムを実施しています。

(3) 家庭教育支援の更なる充実

「保護者の学びの場」として学校・幼稚園で保護者向けの各種学習会や保護者同士の語らいの場を設ける「家庭教育講座」を開催するなど、保護者同士の交流による家庭の教育力の向上に取り組んでいます。

また、学校・幼稚園で「おやじの会」を立ち上げて父親の子育て参加や地域のボランティア活動を展開しています。

15 教育環境の整備

(1) 他都市をリードする教育環境の整備

本市では、全校の校内LAN整備や快適トイレ整備、全普通教室の冷房化をはじめとして、全国に先駆けた教育環境の充実に取り組んできました。

特に、普通教室の冷房化については、全国平均で約 8 割程度のところ、本市では全ての校種で、全普通教室の冷房化を完了しております。また、耐震補強工事は、令和 5 年 4 月に新普通科系高校として移転・新設予定の塔南高等学校を除く全ての学校で完了しています。

現在は、「安心安全な学校づくり」「防災機能強化」「学校施設の長寿命化」を最優先課題と捉え、校舎・体育館・プールのリニューアル工事や、非構造部材等の安全対策、橋梁（通学橋等）の改修等について計画的な整備を進めています。

(2) 学校施設マネジメント計画の策定

本市の小・中学校では、築経過 30 年を超える校舎が約 7 割あり、また、児童生徒一人あたりの学校施設の所有面積は政令市の平均以上である一方で、市民一人あたりの市税収入は平均を下回るなど学校施設の維持管理・更新にあたって極めて厳しい財政状況にあります。

こうした状況を踏まえ、学校施設の長寿命化等を通して、維持管理・更新等に係るトータルコストの縮減や予算の平準化を図りながら、児童生徒をはじめ市民の安全・安心の場を確保し、教育環境の向上を図るための中長期的な戦略に基づく計画として、「京都市学校施設マネジメント基本計画」を平成 28 年度に策定し、また、平成 30 年 1 月には、基本計画の方向性を踏まえ、構造躯体の健全性調査の進め方や整備水準を定めた「行動計画」を策定しました。

(3) 学校施設の防災機能の強化

災害時には学校が地域の避難所となるため、「小中学校体育館防災機能強化等整備事業」や「学校プール防災機能強化等リニューアル事業」を実施し、外断熱、太陽光発電システム等による非常用電源の確保、シャワーユニットの整備や、プールの躯体補強、給排水管の耐震改修を行い災害用水の確保に努めるなど、防災機能を強化する整備を進めています。

また、「学校施設の長寿命化事業」等による大規模改修の際には、非構造部材等の安全対策の実施やエレベーター設置等のバリアフリー化も進めています。

さらに、平成 30 年に発生した大阪府北部を震源とする地震を受け、校園

内に設置しているブロック塀について、専門家による詳細調査を踏まう
えで撤去し、フェンス等を新設する緊急改修工事を平成30年度から実施し、
令和2年度末には道路に面したブロック塀の改修工事を全校で完了しまし
た。今後は民有地に面しているブロック塀についても順次、改修を進めて
いきます。

(4) 学校施設の有効活用

児童・生徒数の減少に伴い生じた余裕教室等については、「学校ふれあい
サロン」等に改修し、地域に開放するなど生涯学習の振興に活用すると
ともに、児童館、防災備蓄倉庫等に整備するなど全市的視野に立った有効活
用も図っています。

16 生涯学習

京都市基本計画「はばたけ未来へ！京プラン」を本市生涯学習施策の基本
方針と位置付け、「まち全体をまなびやに」を合言葉に、京都ならではの「地
域力」「文化力」「人間力」を結集し、大人も子どもも学び育つ生涯学習のま
ちづくりに取り組んでいます。

(1) 生涯学習の推進

約250の生涯学習関係団体からなる「京都市生涯学習市民フォーラム」な
ど、本市の都市特性を活かした各種事業を実施しています。

特に、令和元年9月に日本で初めて開催し、120の国と地域から史上最多
の4,590人が意見交換を行い、相互理解と交流を深めた「国際博物館会議
(ICOM) 京都大会」の成果も踏まえ、211館・団体が加盟する「京都市内博
物館施設連絡協議会」と連携してスタンプラリーや講座を実施するなど、
多くの市民・観光客が博物館を訪れ、文化・芸術に親しんでいただける取
組を進めています。

また、生涯学習情報を集約し、発信するサイト「京(みやこ)まなびネ
ット」を運用し、TwitterやFacebookを活用した多様な生涯学習情報の提
供を行うとともに、市民一人一人の学びの意欲を向上し、学習成果の社会
への還元につなげる生涯学習パスポート「京(みやこ)まなびパスポート」
を配布しています。

なお、令和 2 年度からは、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、自宅で過ごす時間に生涯学習をしていただけるよう、京（みやこ）まなびネット内に「Stay Home ～おうちで生涯学習してみませんか～」を開設し、社会教育委員の講演動画を紹介するとともに、オンラインで学べるホームページをまとめて紹介しています。

(2) 学校を核とした生涯学習の場づくり

学校の余裕教室や特別教室を改修整備し、地域の身近な生涯学習施設として開放する「学校ふれあいサロン事業」等を実施し、学校を核とした生涯学習の場づくりを行っています。また、学校・園と保護者・地域住民の協力の下、学校・園にふれあい交流活動や開かれた学校づくりを促進する「学校ふれあい手づくり事業」では、平成 29 年度に整備学校数の目標を達成し、ふれあい交流の場として活用されています。

(3) 生涯学習事業

京都のもつ歴史と文化を生かした生涯学習を展開し、京都市域における教育と文化の発展に寄与することを目的に、生涯学習総合センター（京都市アスニー）及び生涯学習総合センター山科（アスニー山科）などを拠点として、多様な事業を実施しています。

（令和 2 年度）

対 象	事 業 名
一 般	ゴールデン・エイジ・アカデミー，アスニーセミナー，アスニー・ナイトプログラム，アスニー京都学講座，学びのフォーラム山科，アスニーアトリエ，アスニーコーラス，アスニーコンサート，アスニーシネマ，バリアフリー映画会，クールスポット映画会，古典の祭典，アスニー文化祭
女 性	市民スクール 21，女性教育指導者研修，温もりの電話相談員研修会
P T A	PTA 指導者講座，PTA 指導者育成事業等
親 子	アスニーコンサート，アスニーこどもコンサート・キッズシネマ，クールスポットこども映画会，夏のこども体験教室，夏休み子ども教室

学 校 教 育	アスニーこどもコンサート・キッズシネマ，アスニーコンサート学校団体鑑賞，「古典の日記念 京都市平安京創生館」学校体験学習
家庭・地域教育	家庭教育講座
そ の 他	社会教育ボランティア・セミナー，古典の日記念 京都市平安京創生館

※新型コロナウイルス感染拡大防止のため，一部事業を中止しています。

(4) PTA 等人権啓発

人権擁護思想の普及・高揚を目的に，PTA や家庭教育講座において人権問題をテーマとする学習を行うとともに，人権月間（週間）には，人権学習会を行っています。

17 学校統合

市内中心部をはじめとする小規模校問題について，行政としての説明責任を果たしつつ，子どもたちのより良い教育環境の実現を願う地域住民・保護者の積極的な論議・検討を促し，その意向を尊重しながら課題解決を目指す「地元主導」の学校統合を進めてきました。（これまでに小・中学校 82 校を 22 校に，幼稚園 11 園を 3 園に統合）

現在，市原野・静原小学校の統合（令和 4 年 4 月）に向け，地域・保護者の方々と共に諸準備を進めております。

また，小中一貫教育校の創設に向けた検討が進められている西陵中学校区（西陵中，竹の里小，福西小）と小栗栖中学校区（小栗栖中，小栗栖小，小栗栖宮山小，石田小）では，地域や PTA 代表者等で組織される小中一貫教育校創設協議会において，竹の里・福西小学校，小栗栖・石田小学校の一次統合（令和 4 年 4 月）に向けた取組や，小中一貫教育校の教育構想，施設整備など新たな教育環境づくりに向けた検討を進めております。引き続き，地域住民・保護者と行政との「共汗」により，小規模校問題の解決，新しい学校づくりに取り組んでまいります。

18 教育機関等

(1) 総合教育センター

昭和61年11月に京都市立学校・幼稚園教職員の研修・研究を行う教育機関として開館し、教職員の資質や指導力の向上、授業改善の支援に努めるとともに、「京都教師塾」をはじめとした教員養成に係る事業も行っています。（「11 教職員の資質・指導力の向上」参照）

(2) 教育相談総合センター「こども相談センターパトナ」

不登校等、子どもたちの不安や悩み、保護者の心配や気がかりの相談に応じ、自立を促す効果的な支援を行うため、「教育相談」「生徒指導」に係る部門を集約するとともに、不登校の子どもたちの活動の場である「ふれあいの杜」を充実させ、これらを一体化した全国初の専門機関として、平成15年4月に開所しました。土・日も開館し、多くの市民の相談に応じています。

また、日曜不登校相談やカウンセリングマインドの浸透を図る教職員研修、教職員コンサルテーションを実施しています。

(3) 生涯学習総合センター（京都アスニー）

京都の歴史と文化を生かした生涯学習の拠点として、昭和56年4月に開館し、「家庭教育・学校教育・社会教育」を総合的に捉えたものが「生涯学習」であるという理念のもと、各種の生涯学習事業や生涯学習情報の発信、学習成果の発表、研修、会議等への施設の提供等を行っています。

ア 利用状況

令和2年2月末以降、新型コロナウイルスの影響により、臨時休館や開館時間を短縮したほか主催事業の一部を中止しており、その結果、令和2年度の入館者数は、「アスニー山科」（平成10年度に分館として開館）と合わせて、前年度（約51万人）を下回る約31万人となりました。

イ 京都市平安京創生館の取組

また、平成18年10月には、多くの市民に古典に親しんでいただき、次世代へと繋ぐための拠点施設として、館内に「京都市平安京創生館」を開設し、平成21年11月には「古典の日」宣言の趣旨を受け、「古典の日記念 京都市平安京創生館」としてリニューアルオープンしました。

平安京復元模型などの建築物復元模型の展示のほか、大学や博物館などの専門機関との継続した協力関係のもと、魅力ある企画展や体験事業の実施に加え、10年以上にわたり、市民公募による「案内ボランティア」を養成・配置し、館内の案内や解説に携わっていただいています。

平成29年6月には、延べ入館者数50万人を達成し、さらに、平成30年3月、平成6年平安建都1200年記念事業の一環として製作された当時の「平安京復元模型」の全体展示を実施しました。

京都への文化庁の全面的移転に向けて、「文化首都」としての役割が更に重要となる京都における平安京学習の出発点として、一般の来館者はもとより、小学生の体験学習から中高生の修学旅行、大学生によるゼミ学習、外国人の観光といった様々な機会をとらえ、広く京都のことを学びたい方々へ情報を発信しています。

(4) 図書館

ア 概要

市民に最も身近な学びの拠点である図書館を一層ご利用いただけるよう、本市では図書館網の整備と蔵書の充実に努めてまいりました。現在、中央図書館、右京中央図書館、伏見中央図書館、醍醐中央図書館の4中央館と、地域図書館14館、こどもみらい館子育て図書館、コミュニティプラザ深草図書館の20館を設置しており、移動図書館（41箇所を巡回）を合わせ、蔵書数は約194万冊に達しております。

令和2年度の利用状況は、年間延べ約303万人の方に来館いただき、約659万点の図書資料（CD・DVDを含む）を貸し出しました。

イ 利便性向上に向けた取組

全ての図書館はコンピュータネットワーク「京（みやこ）・ライブラリーネット」で結ばれており、図書運搬トラック「ブックメール便」を運用することで、最寄りの図書館から、全図書館の蔵書検索、取寄せ及び貸出・返却を行うことができます。また、インターネットやスマートフォン等での図書資料の検索や予約をはじめ、Eメールでの連絡も可能にしています。さらに、平成30年2月には図書館システムを更新し、平成31年3月には、コミュニティプラザ深草図書館のシステム更新に伴いシステムの統合を

行いました。

図書館の開館時間について、平成 30 年度から夏季期間（7 月，8 月）に、利用者の多い中央館 4 館（中央・右京中央・伏見中央・醍醐中央）において、土曜日の開館時間を「午後 5 時まで」から「午後 7 時まで」延長しています。

地下鉄駅等には図書返却ポストを設置するとともに、「郵送・宅配による図書・雑誌の返却」も実施しています。

また、視覚等に障害のある方のためのデジタル録音図書である「DAISY（デイジー）図書」の貸出や、各図書館で古くなった本や保存期限が過ぎた雑誌などを、個人の方へ無償で譲渡する「ブックリサイクル」を定期的に年 3 回実施し、多くの方にご利用いただいています。

平成 28 年 4 月からは、図書館サービスの広域的拡充や市民の読書環境の向上を図るため隣接自治体（宇治市，大津市）との相互利用を開始し、さらに、障害者差別解消法の施行を踏まえ「DAISY 図書」再生機の貸出や、同年 7 月からは視覚障害者情報総合ネットワーク（サピエ）への加入によるサービスの拡大に取り組んでいます。平成 29 年 4 月からは、京都市立芸術大学附属図書館が所蔵している図書を取り寄せて、京都市図書館内で閲覧することができる、相互貸借サービスを開始し、平成 30 年 11 月からは、京都府立図書館との返却資料お預かりサービスを実施しています。さらに、これまで処分していた雑誌の付録の利用者の方への無償配布などの取組を進めています。

令和元年 10 月からは、京都市図書館公式 Twitter を開設し、京都市図書館全体の最新情報を発信しています。同年 7 月には醍醐中央図書館、令和 3 年 3 月には西京図書館も公式 Twitter を開設し、図書館案内やオリジナルの人形劇等の動画を配信しています。

ウ 新型コロナウイルス感染症対策に係る取組

図書館では、国内での感染拡大の状況を踏まえ、令和 2 年 3 月 1 日から各館で実施する主催事業（イベント）等を中止しました。また、京都府が特定警戒都道府県に指定され、京都府知事からの休業要請を受けて 4 月 18 日から 5 月 15 日まで臨時休業としました。

5月16日からは、休業要請の緩和により事前に来館の日時調整を行ったうえでの予約資料貸出を開始し、同月23日からは、京都府の休業要請の解除を受けて、資料の貸出及び返却に限定して開館しました。

また、6月1日には新聞・雑誌の閲覧も含めた閲覧席の利用も開始し、同月15日からは開館時間を午後7時まで延長しました。

さらに、令和2年12月には、各図書館に書籍消毒機を導入しております。

令和3年度については、4月25日の緊急事態宣言発出に伴い5月31日までは開館時間を午後5時までとし、予約資料の貸出や返却等のみのサービスを限定して開館しました。

6月1日からは開館時間を午後7時まで延長し、貸出目的での館内資料の利用を再開し、6月21日からのまん延防止等重点措置への移行に伴い新聞・雑誌の閲覧、座席の利用、レファレンス、イベント等を再開しております。

(5) 青少年科学センター

ア 概要

「科学者精神～科学的なものの見方、考え方、扱い方～」の体得を目的として、昭和44年5月に開設した青少年科学センターでは、展示棟、屋外園、プラネタリウム、各実験室や天文台からなる学習棟等の施設を備え、児童・生徒を対象としたセンター学習、教員の指導力向上を図る教員研修、展示場の一般公開をはじめ、市民を対象にした多彩な事業等を実施しています。

また、平成23年度からは大学や企業等との更なる連携により、児童・生徒が専門家の助言を受けて自ら研究したり、最先端の技術を体験できる「未来のサイエンティスト養成事業」を実施し、平成25年度からは独自の科学技術を持った京都の企業と共同で企画した「企業特別展」を開催するなど、理科教育の充実・発展に向けた新たな取組を展開しています。

平成26年度からは、科学の原理・原則をふまえつつ、市民のニーズや話題性、アピール性も重視した新規展示品を年次計画（平成26年度から5年間）で整備するとともに、平成28年度京都市会海外行政調査団からの提言をもとに、京都大学との連携により、同大学が開発した「ダジック・アース」

を活用し，地球環境や気候変動の仕組み，天体等の映像を日本初の2方向からの投映により立体的・視覚的に学べるシステム「みらい地球儀」を平成31年3月から公開しております。

令和元年度には設立50周年を迎え，本市で唯一のプラネタリウムを最新の投映機を導入し，令和2年10月にリニューアルオープンしております。

- ・利用状況（令和2年度） 63,605人
 - （内訳）センター学習 468人
 - 教員研修等 2,210人
 - 一般公開 59,454人
 - 市民科学事業 1,473人（一般公開と一部重複）

イ 新型コロナウイルス対策

令和3年4月25日からの緊急事態宣言発令を受け，5月31日まで臨時休館とし，その間のセンター学習，教員研修，イベント等もすべて中止しました。6月1日からは，展示場，プラネタリウムを開館し，緊急事態宣言が解除された6月21日からは一部のイベントを除きセンター学習，教員研修等を再開いたしました。

プラネタリウムは定員を半分にすると，「密になる」「目・口・鼻などが接触する」等の展示物の公開は中止する，来館者が多い場合は入館制限を実施するなど，対策を講じたうえで運営を行っております。

(6) 野外教育施設

豊かな自然と触れ合う機会の少ない本市の子どもたちに，都市化した日常生活を離れて，自然の中で活動させ，豊かな感性を育むとともに，共同生活を通じて社会性を高めることを目的に，野外教育施設の充実を図っています。

ア 野外教育センター「奥志摩みさきの家」

- ・ 開 設 昭和56年4月 三重県志摩市大王町に開設
- ・ 施 設 管理棟，宿泊棟，バンガロー，野外炊事棟，常設テント，芝生ランド，グラウンド，プール，プレイホール
- ・ 開 設 期 間 4月～11月
- ・ 年間利用者数 令和2年度及び令和3年度は新型コロナウイルス感

染症対策のため利用なし。

- ・ 新型コロナウイルスへの対応 令和2年度及び令和3年度の長期宿泊・自然体験推進事業での学校利用を休止

イ 野外活動施設「花背山の家」

- ・ 開設 平成5年4月 左京区花脊別所町に開設
- ・ 施設 本館, 宿泊棟, ロッジ, キャンプ場, プレイホール, テニスコート, グラウンド, キャンプファイヤー場, 総合フィールドアスレチック「冒険の森」
- ・ 開設期間 通年（ただし, 12月27日～翌年の1月4日は休所）
- ・ 年間利用者数 延べ2,990人（令和2年度）
- ・ 新型コロナウイルスへの対応 令和2年4月10日～6月30日及び令和3年4月25日～5月31日休所
令和2年度及び令和3年度の長期宿泊・自然体験推進事業での学校利用を休止。ただし, 代替措置として, 「花背山の家を中心とした1泊2日の宿泊学習」を実施。

ウ 日野野外活動施設

- ・ 開設 平成2年8月 伏見区日野に開設
- ・ 施設 運動広場, 兼用コート, 野外炊事場, 冒険の森, フィールドアスレチック, 管理棟等
- ・ 開設期間 通年（ただし, 12月28日～翌年の1月4日は閉鎖）
- ・ 年間利用者数 延べ12,788人（令和2年度）
- ・ 新型コロナウイルスへの対応 令和2年3月24日～6月14日及び令和3年4月25日～5月31日休所

エ 野外活動施設京北山国の家

- ・ 開設 昭和54年 右京区京北に開設
- ・ 施設 本館, 別館, 広場等
- ・ 開設期間 通年（ただし, 月曜日及び12月28日～1月4日は休所）
- ・ 年間利用者数 延べ300人（令和2年度）

- ・ 新型コロナウイルスへの対応 令和2年4月10日～6月18日及び令和3年4月25日～5月31日休所

(7) 学校歴史博物館

明治2年に64の番組小学校を創設するなど、日本の近代教育の発祥の地である京都の教育の歴史と、学校の創設・経営に尽くされた町衆の情熱を、学校文化財や歴史資料、約22,000点の収蔵品によって明らかにし、後世に伝えるとともに、市民の生涯学習や子どもたちの学習活動に役立てる施設として、元開智小学校跡地を活用し、平成10年11月に開館しました。

常設展示と併せて特別展や企画展を開催するとともに、「参加・体験する」博物館として講演会や体験教室を開講するなど、幅広い年代を対象に多彩な事業を展開しており、平成26年度から令和元年度までは毎年2万人以上の入館者を記録しています。

なお、新型コロナウイルス感染拡大に伴う緊急事態宣言の発令に伴い、令和2年4月10日から5月17日まで及び令和3年4月25日から5月31日まで臨時休館を行いましたが、再開後は、「三つの密」の回避や「人と人の距離の確保」「マスク着用」をはじめ感染防止対策を徹底したうえで開館しています。